

真のタクスペイヤーをめざす

# UENO



NO.481



公益社団法人  
上野法人会

<http://www.uenohoujin.or.jp/>

## 法人会の「平成30年度税制改正に関する提言」まとまる

# 超高齢化社会に対応した社会保障制度の構築と 中小企業に税制措置でさらなる活力を!

法人会の「平成30年度税制改正に関する提言」が、9月21日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「経済活性化と中小企業対策」「地方のあり方」「震災復興」などからなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

## I 税・財政改革のあり方

### 1. 財政健全化に向けて

○消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために、「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。

○「骨太の方針2015」では、歳出面で2016年度から18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。この2年間においては目安を達成していることから、最終年度においても政策経費の抑制は確実に行うべきである。

○財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

○消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。

### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障分野では団塊の世代すべてが後期高齢者となる「2025年問題」がクローズアップされてきた。医療と介護の給付急増が見込まれるた

めで、これを「重点化・効率化」によって可能な限り抑制し、かつ適正な「負担」を確保していかなければ、社会保障制度が立ち行かなくなる。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

### 3. 行政改革の徹底

○行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削らなければならない。

○国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

### 4. 消費税引き上げに伴う対応措置

○消費税率10%への引き上げと同時に低所得者対策として軽減税率が導入されることになっているが、10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて表明しておきたい。これまでも指摘してきたように、軽減税率は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび収確保などの観点から極めて問題が多いからである。

○現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。

## II 経済活性化と中小企業対策

### 1. 法人実効税率について

○OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、我が国の税率水準は依然として高い。今般の税率引き下げの効果等を確認しつつ、国際競争力強化などの観点からさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

### 2. 中小企業の活性化に資する税制措置

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

○租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものと適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。

- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。

### 3. 事業承継税制の拡充

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。先般、納税猶予制度の改正で要件緩和や手続きの簡素化などがなされたが、さらに抜本的な見直しが必要である。

○事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

○相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

上述の本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。

①株式総数上限(3分の2)の撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げる。

②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。

③対象会社規模を拡大する。

## III 地方のあり方

○地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。

○ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。

○異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。

## IV 震災復興

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～32年度)」も2年目に入っているが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

## V その他

○税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。  
<http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

＜営業セミナー＞

## 仕事の成果は **段取り** で **8割** 決まる



### できる仕事人の段取り術

仕事を覚え次第に与えられる業務も増えてきたとき、若手社員は必ず仕事の壁にぶつかるといでしょう。今までのやり方では業務が追い付かない、時間が足りずアップアップの状態になるなど、今までのやり方を変えなければならない時期がやってきます。先輩社員などは何故同じ業務を素早く処理できるのか、スピード感を持って仕事をするにはどうしたらよいのか。本講では要領よく無駄のない仕事をするための段取り術を身につけて、仕事に追われる状況から追いかける状況へと転換を図れるように指導いただきました。講師には風土刷新コンサルタントオフィスハセガワ主宰

である長谷川孝幸氏にお願いしました。先生は大学卒業後、大手消費財メーカー・消費財マーケティング団体勤務を経て平成11年より社員研修・公務員研修講師として活動。これまでに延べ20,000名以上を直接指導しており、「すぐわかる」「よくわかる」「必ず役に立つ」研修コンテンツとして定評があります。日本教え方協会公認トレーナーでもあることから、声も聞き取りやすく、話し方も上手で、笑いを織り込みながらの飽きない話し方で、受講者からも内容・理解度など高い評価でした。

【日 時】平成29年 **8月8日(火)**  
13:30~16:30  
【会 場】朝日信用金庫西町ビル7階



【講師】  
風土刷新コンサルタント  
オフィスハセガワ 主宰

はせがわ たかゆき  
**長谷川 孝幸** 氏

クチコミは運ではなかった!

## お客様が **クチコミ** を始める **7つのしかけ**



＜ビジネスセミナー＞

本セミナーの講師は、株式会社はびく代表取締役の眞喜屋実行氏をお迎えしました。先生は食品スーパー・飲食中心のコンサルティング会社・飲食企業の勤務を経て起業。在職中は、居酒屋・豚料理専門店・焼き肉店・洋食レストラン・リサイクルブティックの店長やマネージャー職を歴任されました。現在は「しかける販促マン」として、飲食店・整体院・サロン・学習塾・デザイナー・講師・外壁塗装・整備工場・土業など数多くの業種の販促企画をサポートしながら、セミナー講師の活動しております。2016年からセミナー講師としての活動が広がり、セミナーと勉強会を合わせて100回ほどの講演実績があります。本セミナー

では、「頑張っていればお客様は来てくれる」「良い商品があればクチコミされる」というのは空論であり、顧客心理について、お客様が動いてしまうスイッチを押すことにより、自然とクチコミが生まれるという「クチコミのしかけ方」についてお話をいただきました。先生ご自身で企画・実践してきた生の販促のポイント・ノウハウを、大手企業の仕掛けるクチコミ法ではなく、どの企業にも当てはめ、事例を交えながら伝えていただきました。場の雰囲気や和ませるのもお上手で、講義は大変盛り上がりました。受講者のほとんどの方から内容に関して「大役に立った」と好評を博しました。

【日 時】平成29年 **9月12日(火)**  
14:00~16:00  
【会 場】朝日信用金庫西町ビル4階

(株)はびく代表取締役  
しかける販促マン

【講師】

まきや さねゆき  
**眞喜屋 実行** 氏



＜実務セミナー＞

日常業務で一度は思う **??** を解決!!

## よくある **経理業務の疑問**

今回のセミナーの講師である星叡(ほしただし)先生は、豊富な知識とわかりやすい説明で当上野法人会でも人気があり、今までにも何回か講師をお願いしている方です。先生は大学ご卒業後、公認会計士事務所・税理士事務所勤務を経て税理士事務所を開業されました。その後、実務経験を積みながらクライアントを増やす傍ら全国の法人会・経済団体の研修講師としても活躍の場を広げていらっしゃいます。今回のセミナーですが、「経理」は、どんな業態の会社にも欠かすことのできない大切な業務です。また消費税増税等厳しい経営環境の中でも、事業継続のためにはしっかりと「経理」が欠かせません。ですが、日頃の経理業務には疑問点・注意すべきことが多く、目を背けがちです。本セミナーでは、そういった経理業務の疑問点を解決し、決算・確定申告に向けて今から備えていただくために、経理の基礎からわかりやすく解説いただきました。3時間のセミナーで講座内容も充実されており、受講者のみなさんからも「税制改正の説明まで取り込んでもらい、わかりやすかった」との意見が寄せられました。

【日 時】平成29年 **10月12日(木)**  
13:30 ~ 16:30  
【会 場】朝日信用金庫西町ビル7階



【講師】

ほしただし  
**星 叡** 氏

・OAG税理士法人 埼玉所長  
・全国相続協会 埼玉中央相談室  
・税理士・行政書士

# 支部・地区だより

## 竹町支部

竹町支部

【親子バスハイク】(麻生支部長)



平成 29 年 9 月 23 日(土)秩父方面長瀨ライン下り、バーベキュー、果樹園散策等を楽しみました。

二長町地区  
【慶寿会】(麻生地区長)



平成 29 年 10 月 7 日(土)台東一丁目区民館御長寿をお迎えの方々をお祝い、演芸等を楽しみました。

## 東上野支部

東上野支部

【ファミリーレクリエーション】(尾高支部長)



平成 29 年 8 月 20 日(日)東武動物公園動物園でたくさんの動物を見学、果樹園で梨狩りを楽しみました。

東上野一丁目地区

【町会バスツアー】(岩井地区長)



平成 29 年 10 月 1 日(日)箱根温泉三島のスカイウォークで富士山、駿河湾の絶景を堪能しました。

## 入谷支部

上根岸地区

【第三回根岸こども祭り】(渡邊地区長)



平成 29 年 8 月 27 日(日)元三島神社境内と神社前パーキングかき氷等の模擬店や神楽殿での演奏会を楽しみました。

入谷地区

【夏季レクリエーション】(作山地区長)



平成 29 年 8 月 20 日(日)歌舞伎座町会内の方々と歌舞伎鑑賞で親睦を図ることが出来ました。

東上野宮元地区

【ふるさと祭り】(矢口地区長)



平成 29 年 8 月 19 日(土)下谷神社境内及び参道雨まじりでしたが、露店やカラオケ、盆踊りと盛り上がりました。

東上野神吉地区

【敬老祭】(桑原地区長)



平成 29 年 9 月 16 日(土)神吉会館女性部手作りのお赤飯やカラオケ等の余興を楽しみました。

仲入谷地区(込山地区長)

【金魚すくい大会】



平成 29 年 8 月 20 日(日)入谷 1-10-4~7 毎年恒例の金魚すくい大会が盛大に行われました。

【秋のレクリエーション】



平成 29 年 9 月 24 日(日)小田原城と旧吉田茂邸小田原城と火災後再建された旧吉田茂邸を見学しました。

## 上野支部

上野支部

【区民レクリエーション大会】(土肥支部長)



平成 29 年 9 月 27 日(水)茨城県ひたちなか市地那珂湊魚市場、夢食六ファームで買物等を楽しみました。

仲御徒町中地区

【敬老食事会】(関地区長)



平成 29 年 9 月 15 日(金)精養軒 3153 店参加者は元気いっぱい様子で、話に花を咲かせていました。

入谷中央地区

【町会レクリエーション】(服部地区長)



平成 29 年 10 月 1 日(日)茨城県立ひたち海浜公園地ひたち海浜公園を散策、めんたいパーク等を見学しました。

下谷一丁目地区

【上野の山再発見ツアー】(小泉地区長)



平成 29 年 8 月 20 日(日)上野の山他身近などところにある名所や不思議スポットを散策しました。

仲徒三・四地区

【秋のバスツアー】(染谷地区長)



平成 29 年 10 月 9 日(月)ヤクルト茨城工場地ヤクルト工場見学後、むさしの村でバーベキューを楽しみました。

元黒門町地区

【暑気払いレクリエーション】(土肥地区長)



平成 29 年 8 月 28 日(月)隅田川~東京湾参加者ははぜ釣りや天ぷら屋形船を楽しんでいました。

本入谷地区

【納涼大会】(矢部地区長)



平成 29 年 8 月 27 日(日)小野照崎神社境内どじょう掘み、ゲーム、模擬店等を皆さん楽しんでいました。

## 金杉支部

金杉二丁目地区

【第64回金杉二丁目町会運動会】(新井地区長)



平成 29 年 10 月 8 日(日)金曾木小学校校庭若い方や幼児の参加者が多く、活気がみなぎっていました。

竜泉中部地区(山田地区長)

【こども夏祭り】



平成 29 年 8 月 19 日(土)一葉記念公園ドジョウ掘み、すいか割り、ゲーム等に夢中になっていました。

【バスハイク】



平成 29 年 10 月 8 日(日)袖ヶ浦市・鴨川芋掘りと鴨川温泉へのバスハイクを行い秋の味覚を満喫しました。

# 全法連主催 第34回 法人会全国大会 福井大会

【と き】平成 29 年 10 月 5 日（木）  
【と ころ】福井県産業会館

「第 34 回法人会全国大会」が平成 29 年 10 月 5 日（木）、福井県福井市にて開催されました。会場の福井県産業会館には、全国の法人会より約 1,700 名が参加し、当会からは会長・副会長が参加致しました。

第 1 部の記念講演では、マスコミの間でも有名な毎日新聞専門編集委員である与良正男氏による「今後の政治と経済の行方」をテーマとした講演が開催されました。おりしも衆議院解散総選挙の最中であったこともあり、講演にも熱が入り、とても興味深い話となり、聴講者は与良氏の講演に熱心に耳を傾けていました。

第 2 部の式典では、国税庁長官及び福井県知事等からの来賓挨拶に続き、法人会の各活動における優績法人会への表彰が執り行われました。また、平成 30 年度の税制改正に関する提言の報告や租税教育の事例発表などもあり、内容の濃い式典でした。

第 3 部では、会場を移し懇親会が開催され、全国各地の法人会との間で和やかな交流の時間をもちました。また、会場となった福井県産業会館の敷地内には物産展が開かれ、地元の名産品が展示即売され、全国大会ならではの雰囲気醸し出していました。



▲(左から) 金海副会長、森重副会長、長澤会長、佐藤副会長、石本副会長

## 委員会報告

### 第 1 回組織委員会

【と き】平成 29 年 9 月 7 日（木）12:30～  
【と ころ】朝日信用金庫西町ビル 7 階

組織委員会（上村委員長）が開催されました。今年度の会員増強活動について、活動施策、獲得目標等について話し合われました。



▲上村委員長



## 台東都税事務所からの お知らせ

### 中小企業者向け省エネ促進税制

～法人事業税・個人事業税の減免～

東京都では、中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備等の取得を税制面から支援するため、都内の中小規模事業所等において、特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、法人事業税、個人事業税を減免しています。

#### 【中小企業者向け省エネ促進税制の概要】

対象者	「地球温暖化対策報告書」等を提出した中小企業者 ・資本金 1 億円以下の法人等、個人事業者が該当します。
対象設備	次の要件を満たすもの ①特定地球温暖化対策事業所等以外の事業所において取得されたもの ・特定地球温暖化対策事業所等とは、3 年連続消費エネルギー量 1,500 kl 以上の事業所をいいます。 ②「省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備」（減価償却資産）で、環境局が導入推奨機器として指定したもの*（指定された導入推奨機器は、環境局のホームページで公表しています。） *空調設備（エアコンディショナー、ガスヒートポンプ式冷暖房機） *照明設備（蛍光灯照明器具、LED 照明器具、LED 誘導灯器具） *小型ボイラー設備（小型ボイラー類） *再生可能エネルギー設備（太陽光発電システム、太陽熱利用システム）
減免額	設備の取得価格（上限 2,000 万円）の 2 分の 1 を、取得事業年度の法人事業税額又は取得年の所得に対して翌年度に課税される個人事業税額から減免 ただし、当期事業税額の 2 分の 1 が限度 ※減免しきれなかった額は、（法人）翌事業年度等、（個人）翌年度の事業税額から減免可
対象期間	（法人）平成 33 年 3 月 30 日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用 （個人）平成 32 年 12 月 31 日までの間に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用
減免手続	減免を受けるためには、事業税の納期限（申告書の延長承認を受けている法人の場合は、その日）までに、減免申請書及び必要書類を提出してください。 なお、申請期限を過ぎますと減免を受けることができませんのでご注意ください。

#### 【お問い合わせ先】

- 中小企業者向け省エネ促進税制に関すること
  - ・所管都税事務所の法人事業税・個人事業税班
  - ・主税局課税部法人課税指導課（法人事業税班） 03-5388-2963
  - ・主税局課税部課税指導課（個人事業税班） 03-5388-2969
- 地球温暖化対策報告書制度・導入推奨機器に関すること  
東京都地球温暖化防止活動推進センター（クール・ネット東京）03-5990-5091

◆詳しくは主税局ホームページ内  
「<東京版>環境減税について」をご覧ください

主税局 環境減税

検索

詳しい案内や Q & A も掲載しています。

「営業成績がトップの営業担当者」のことではなく、「社長が率先して行う営業行為」、いわゆるトップセールスを考えてみます。中小企業経営者の多くは、優秀な営業マンです。

相手が誰であれ、自社商品の見込客と判断すれば、自社の内容や商品のPRを怠るようなことはしません。

ご自身が商品を開発したり、または新商品の仕入を拓いたり、など思いの入った商品であれば、語り口も情熱的で迫力すら感じさせます。トークは、洗練されたものでなくとも、熱心に勧められれば、相手は真面目に検討する気になるのが、人情。専門の営業担当者に比べて、営業にかけられる時間こそ長くはありません。

が、ヒット率の高い、効果的な営業といえます。

しかし、たとえば、「新規顧客の開拓も社長が行うべき」という意見に関してはいかがでしょうか。

小さい会社とはいえ、曲がりなりにも自分は社長。専門の営業担当者を置いているのに、なぜ自分が新規開拓までやらなければならないのか、と否定される向きは少なくないはず。

実際、ここまでやられている社長は少数です。

私は新規開拓も社長の仕事のひとつと、考えています。

新聞販売店を例に考えてみましょう。

今は、全国紙はもちろん、地方紙と呼ばれる県単位で発行する新聞でも、無購読世帯の急増で、部数の維持に四苦八苦。

扱い部数を伸ばすどころか維持に懸命な状況です。折込チラシ収入の落ち込みを帳消しにする妙案もないことで、王道である新聞部数を増やす、そのために営業担当の人間をつくる、育てるといった取り組みに注力している現状です。

問題は、販売店の店主が、新規開拓営業に取り組もうとしない現実です。

理由はいくつかあります。

熾烈な販売環境で発行本社への業務報告、販売店会の行事、地元住民との関わり強化策、何より自店が食っていくための策を模索する時間に食われています。

が、これは言い訳です。

本当は、そうした社長は営業が自分の仕事だと思っていないのです。なかには、明らかに逃げて

いる社長もいます。

自分たちがやってきた営業の仕方はもう通用しないのではないか、社員の手前恥はかきたくない、と。

しかし、営業担当者では気づかない情報を、社長ならキャッチできるかもしれません。有用な情報は、社員が持ってくるもの、と考えるのはゲータラ社長です。

都合の悪い情報は、サラリーマンなら自ら進んで上司に上げません。

社員からの報告を待つのではなく、社長が社員のところに行き、「最近なにか変わったことはないか？ どんな小さなことでもいい」と尋ねる。

社長から面と向かって言われれば、「ああ、そういえば、A社の担当者が…」と何か出て来るものです。

それでも出て来なかったら、現場に出向き、自ら直接拾うようにする、これが中小企業社長としての正解です。

お客様と話して、「それを解決できたら、うちからものを買ってくれるという意味だな…」と、商機の発見につながるかもしれません。話を聞いている程度の人間関係がくれたらそのお客様は社員に担当を引き継ぎ、社長は次の新規顧客にアタック。

もちろん、営業が苦手な社長もおられます。が、営業は人まねでよいので、先ずやってみることで

身近な人が実践している成功率の高いやり方の物まねで良いのです。

社長の名刺の力は、絶大です。時間さえ合えば、相手は話を聞いてくれる確率は高い。

そのため社長は、訪問の空振りを恐れず、新規開拓の活動量を減らさない。

1日当たり訪問何件と基準を決める。それを実行する。スタート時は、1日1件でもいいじゃありませんか。

# トップセールス

社長の後ろ姿に刺激されない社員はいない

㈱YKリーダーズコンサルティング  
代表取締役 柳澤 一夫

# 部会報告

## 役員会

7月より着任された署の新幹部の方々と初顔合わせを兼ねて、役員会が開催されました。

### 【源泉部会】(川俣源泉部会長)

[と き] 平成29年8月23日(水) 17:00~  
[ところ] 朝日信用金庫西町ビル4階

#### 第2回 役員・実務担当者会議



### 【青年部会】(志賀青年部会長)

[と き] 平成29年8月23日(水) 16:00~  
[ところ] 朝日信用金庫西町ビル6階

#### 第3回 役員会



### 【女性部会】(中立女性部会長)

[と き] 平成29年8月23日(水) 16:30~  
[ところ] 朝日信用金庫西町ビル7階

#### 第2回 幹事会



## 三部会 (源泉・青年・女性) 役員合同意見交換会

[ところ] 朝日信用金庫西町ビル6階サロン

役員会終了後、東京上野税務署と三部会の役員の方々との合同意見交換会を開催しました。部会間の親睦・情報交換等、活発に行われていました。



## 第3回研修会

### 「源泉徴収事務の基礎」

[と き] 平成29年9月14日(木) 13:30~  
[ところ] 朝日信用金庫西町ビル7階  
東京上野税務署 法人課税第二部門  
[講師] 平部祐子上席国税調査官



## 源泉部会

## 20台目車椅子を寄贈

プルタブ750kgで『車椅子』1台交換！  
東日本大震災被災地（岩手県大槌町）へ



源泉部会(川俣部会長)ではアルミ缶のプルタブ回収をして車椅子に交換し寄贈する活動を行っております。皆様のご協力のおかげで今回20台目の車椅子になりました。この車椅子は平成29年8月22日に岩手県大槌町の「岩手県立大槌病院」に寄贈させて頂きました。

## 青年部会

東京上野税務署 VS (公社)上野法人会青年部会

## ボウリング大会



[と き] 平成29年10月3日(火) 18:30~  
[ところ] 東京ドームボウリングセンター

東京上野税務署と上野法人会青年部会の懇親ボウリング大会を開催致しました。両チーム12名ずつ参加いただき、24名の2ゲームスクラッチで対戦しました。三森署長の始球式から始まり、各レーンともストライク、スペアが出るたびに拍手喝采、大変に盛り上がり楽しい大会になりました。団体戦の結果は、3,022点対3,026点の4点差で上野法人会青年部会の勝利となりました。 <文・写真: 河田青年副部会長>





上野法人会 女性部会  
管外研修会

平成29年  
9月26日(火)  
8時出発～

富士山五合目散策と勝沼ぶどう園

女性部会(中立部会長)では、9月26日に28名の参加者で山梨県へ管外研修会に行ってきた。8時に上野を出発、全法連主催「全国女性フォーラム」のDVDを見ているうちに富士山五合目へ。風が強く寒く感じましたが、凜とした空気の中、一瞬富士山も見え皆さん大喜び。散策後、評判の久保田園でぶどうのお買物。みずみずしいぶどうは大変美味しく、評判通りでした。昼食は、シャトー勝沼「レストラン鳥居平」。綺麗でおしゃれな昼食をいただきました。帰路の車中では、ビンゴやじゃんけん大会などゲームで大変盛り上がり楽しく上野に帰りました。



＜女性部会 正副部会長会議＞

「税に関する絵はがきコンクール」選考会 実施

【日時】平成29年10月4日(水) 14:00～

【場所】朝日信用金庫西町ビル4階 会議室

女性部会(中立部会長)では、台東区立小学校9校より「税に関する絵はがきコンクール」に応募頂いた480作品の選考会を厳正に行いました。



上野優申会

第2回役員会

【とき】平成29年8月8日(火) 14:30～

【ところ】朝日信用金庫西町ビル7階

上野優申会(馬目会長)では、東京上野税務署異動後に顔合わせを兼ねて、役員会を開催しました。平成29年度下期事業を主な議題として検討しました。



馬目会長



## 1 はじめに

今回は、事業承継によって事業持続性のある企業になるための基本をお話したい。後継者がいないために、やむを得ず廃業やM&Aをするケースが一段と増加している。

帝国データバンクの調査(2016年)では、社長の平均年齢は59.2歳となり、過去最高を更新したとしている。高齢者65歳以上は国内で27%を超え、社長業において60歳はまだ十分現役と言いたいところであるが、10年20年の企業環境変化を考えると、IT、AI、IoTなどの進化に適応していくことは簡単ではない。

アベノミクスがようやく定着して、個人消費が緩やかに上向いてきているこの時期に、企業が力を蓄えるには、新しいアイデアと熱意を持った新経営者に、経営を承継していくことが早急に求められる。適切な後継者を選択し、スムーズな事業承継を行うために何をすべきか考えてみたい。

## 2 後継者不足の実態

帝国データバンクによると、2014年の後継者不在率は66.1%に上り、3社に2社は後継者不足となっている。60歳以上の社長のいる企業では、半数の50%が後継者不在である。

また、後継者のいる企業における後継者の属性は、「実子が38.6%」、「非同族が32.4%」となっており、非同族の割合が高くなっている。

よって、3人に1人は非同族の社長が後継者になっている。売上規模別にみると、中小記号クラスの売上規模(10億未満)では、後継者不在率は75.9%に上り、全体の8割に迫るところまで来ている。後継者不在率の高い業種は、建設・サービス・不動産業が70%超で、ベスト3である。これに対し、製造業は58%と比較的承継を考えた経営を進めている。

## 3 企業の寿命

後継者が不在であると当然企業は存続できなくなるが、そもそも企業の寿命は何年くらいなのだろうか。素朴な疑問であるが、この問題はなかなか難解であり、確たるものがなかった。

ところが、企業生存率が中小企業白書2011年版に発表され、創業5年目に生存している企業は創業時の82%、10年目が70%、15年目が61%、20年目が52%であった。

要するに、20年経過すると企業は半分になるということである。

# スムーズな 事業承継の 要諦

未来事業株式会社 金融コンサルタント 清田 正和

しかし、実際はもう少し長いように感じる。それは、設立30年以上の倒産企業数が全体の倒産企業数の25%を記録した2002年から現在まで、ほぼ横ばいだからである。また、経営者の社長の存位年数は約27~30年と言われており、何代か続いている企業の社長は世襲で承継していくと、平均30年に一代ごと社長を交代している。

## 4 世襲と非世襲の功罪

後継者選択は親族等から選ぶ世襲か、他人から選ぶ非世襲の2通りがある。

まず、世襲の場合は基本的に経営者の息子・娘なので、各関係者からは理解が得やすいメリットがある。しかし、息子といえども最近は自分のやりたい仕事があるため、継ぎたくないとする傾向も多いため、早めの意思確認が必要である。非世襲の場合は、娘婿や甥などを後継者に指名するケースがあるが、親族中にいない場合は、社内の優秀な役員や従業員が候補となる。

この場合、留意する点として、優秀であっても経営能力があるかどうかは分からない。また、経営者からその役員等に株式や資産を譲渡する場合、買い取り資金がないことが多々ある。

社内にも後継者がいない場合には、メインバンクや取引先からの人材を招聘することになるが、メリットは、交代しても銀行や取引先との信頼関係を維持できることである。ただ、まったく知らない人のもとで働くのはという反発も覚悟する必要がある。いずれにしても、後継者選びは最重要課題であることは確かで、冷静かつ慎重な判断が求められよう。

次に、事業承継時の社長として、会社の経営理念やあるべき姿をしっかりと伝える必要がある。たとえば、伝統ある商売心得、顧客対応方針、地域貢献、経営目標など、社長として間違った方向に行かないよう十分含んでおく必要がある。また、社長の経験した失敗事例や人材の見極め方、財務管理の手法や人事評価の仕方などのスキルも伝えることが肝要である。特に、従業員との価値の共

有として、歩んできた歴史を振り返りながら、従業員との苦労話や成長の過程を知ることが、モチベーションの維持に一役買うであろう。

第二に、リスク管理を学ばせることである。

企業を取り巻く環境には、従業員の不祥事、取引先とのトラブル、交通事故、情報漏洩など多くのリスク要因が存在する。これを未然に防止するためには、普段からコンプライアンス研修を実施し、不測の事態には顧問弁護士や地元警察とのコミュニケーションを取っておくことが抑止力となる。

第三は財務状況の開示である。借入金の額や連帯保証状況、取引金融機関別の預貸金残高とレート、借入限度額、親しい支店長名など配慮してやれば、後継者も安心である。

最後に、後継者には新しい右腕を見つけてあげてほしい。自分の代の番頭とはコンビが組みにくいと思うので、自分と一緒に退職するよう仕向けてほしい。また、後継者の反対勢力（特に親族が多い）や親族の少数株主などは、株式をできるだけ買取して口を出させない環境を作ってやることも望ましい対応である。

## 5 経営革新の重要性

後継者に事業を引き継ぐ場合、現状の事業内容をそのまま継続して問題がなければいいのだが、例えば、事業不振であったり、市場がレッドオーシャンで収益が見込めない、親企業からの受注が頭打ちで将来性が描けないといった問題があるときは、事業承継を契機に経営革新が重要になる。

後継者は自分の強みを生かしたいと素直に考えているので、総資本(売上高)の5%くらいの額は新しい事業、新商品、新サービスに振り向けることを合意したうえで、引き継ぐべきである。

失敗しても、早い段階で顧客ニーズを検証して軌道修正すれば、貴重なデータとなり、成功に向けた基盤が築かれていく。金融機関では、経営革新計画を推奨しており、その計画申請や支援を専門ソリューションチームにサポートさせている。

企業側には、県の補助金や制度融資枠の設定・利子補給制度などの優遇メリットがあり、新技術・新素材の活用について地元大学などとの連携も盛んに行われている。

後継者がビジネスモデルの再構築に興味があれば、現社長が積極的にやらせてみる度量を持つことは将来の成長につながる。

## 6 経営者セミナーの活用

後継者育成については、ぜひお勧めしたいのは後継者の帝王学としての年表作成と教育計画である。

現社長年齢	50歳	55歳	60歳	65歳	70歳	
後継者年齢	22歳	27歳	32歳	37歳	42歳	
役職	一般社員	部長	取締役	専務	社長	
教育	社内	修業	工場・現場	営業部門	本社管理	
	社外	親企業取引先	大学院等外部研修	経営塾セミナー参加	異業種交流参加	経営者団体入会

表1にあるように、大学を卒業して親企業等に5年修業就職し、円満退社して自分の会社に営業職として再就職。大学院や事業団に夜間通学しながら、経営の基礎を学び、人脈等を広げていく。

その後、部長や取締役に就任し、人事管理やリーダーシップを体験しながら、社長としての素養を磨いていく。

こんな理想のストーリーがあれば、早くて40歳くらいには新進気鋭の若手社長として将来を嘱望されるポジションとなる。しかしながら、実際は多忙な毎日を過ごさなければならないケースや勉強する時間が取れなかったりするケースが多い。

そこで、金融機関の経営者交流や次世代経営塾に参加し、セミナーを定期的に安価に受ける方法がある。

私が在籍する金融機関では、重点10分野のセミナーを金融機関が選定した講師から学ぶシステムがある。

たとえば、マーケティング、生産管理、人事管理、経営戦略、IT活用、財務ファイナンス、海外進出、BCP、M&A、相続など興味深いセミナーをいくつか用意している。こうしたセミナーに参加すれば、大学院の講義や異業種交流も兼ねることができるので、実務能力と人間力の両方を学ぶことができる。金融機関からは事業承継のアドバイスも同時に受けやすくなるので、金融機関とのコミュニケーションが向上し、協力体制も構築できる。

以上のように、後継者が若いうちに育成し、失敗しても取り返せる環境を整え、十分な準備をしておくことは、間違いなく事業継続性を高め、従業員の士気を維持向上することに繋がる。後継者不在とならないよう、今のうちから手を打っておくのはごく自然な経営戦略なのである。

広報委員が心に留まった記事をお届けします

## 広報委員の興味しんしん

### 『恩賜上野動物園』探訪

～福田園長に聴く その魅力～

広報委員：戸村真二

上野動物園は、東京の都心部にありながら自然の佇まいとその景観を維持している都市型の動物園で、約350種2,500点の動物を飼育しています。2017年4月に福田豊氏が園長に就任されました。就任後、6月12日にパンダの赤ちゃんが誕生するなど、お忙しい中インタビューを快くお引き受け頂き、上野動物園の魅力をつつぷりと伺ってきました。



上野動物園表門

1882年(明治15年)それまで内幸町にあった動物飼育所を移設して、我が国初の動物園(当初は農商務省博物館の附属施設)が上野に開園しました。本年度で135周年だそうです。広さ14.3ヘクタール(因みに多摩動物園60ヘクタール)と、決して広くはありませんが都心の動物園として、幅広く人気を集めています。入場者数は平成28年では約384万人(1日平均、約12,100人)です。無論最近では、パンダの赤ちゃん誕生もあり、増加に転じています。

さてそれでは、一番人気のパンダについて、赤ちゃんも含めてお話ししましょう。パンダ舎(以下舎)は正面入場門すぐ右側にあり、誰もが訪れます。まず舎を見て最初に気がつく事は、入園者がとても観察し易いように工夫されていて、また舎の中もパンダの遊び道具や豊富な木々などがありとても癒されます。園側も色々と考えていて、パンダが歩き回る姿が見られるように、餌を数か所に置いたり、木に登らせたりして、なるべく運動させるように心掛けているそうです。



ジャイアントパンダ シンシン



ジャイアントパンダ シャンシャン (110日齢)

さて話題の赤ちゃんパンダですが、生後3ヵ月ほどが経過し、園の専門チームによって日々大切に飼育されています。(インタビュー9月時)パンダは1歳になると乳離れをして、4～5歳で一人前になるそうです。ただその間、2～4歳までは、数頭の群れと育つのが望ましいようです。

今後は、100日目で、世界中で飼育されているジャイアントパンダの一覧(台帳)にシャンシャン“香香”が登録される『個体登録』を行い、『国際血統登録』(その個体の両親はどの個体かなど血統を把握し、遺伝的な多様性を保ちながら繁殖して個体数を増やす目的があります)へと進み、6ヵ月前後で皆さんにお披露目されるそうです。今後のすくすくとした生育がとても楽しみです。



福田園長



左から森重委員、戸村委員、福田園長、中立委員

さてパンダ飼育の他にも、園では様々なことを行っています。まずは解説員によるテーマにそって動物をじっくり観察するツアーです。現在は6種類ほどのテーマが用意されているようで、人気のツアーには多くの人が集まるようです。また夏には、皆様ご存知の“真夏の夜の動物園”が期間限定で行われ、イベントも開催されており、これも大いに盛り上がっているようです。

次にいくつか特徴的な動物舎をご紹介します。東園を表門から入って右奥に進んでいくと、ゴリラ、トラの住む森にぶつかります。このエリアは様々な熱帯の樹木で覆われていて、さながらジャングルです。また効果音として鳥のさえずりなども聞こえていて、ムードを盛り上げます。

ゴリラ舎は生息地を模した作りで、ゴリラの寝ている姿、食べる姿、歩行姿勢などがとても良く観察できます。

トラ舎は、同じくジャングル風の様相ですが、観察の視線レベルは我々と同じであり、ガラス越しではありますが、ジャングルの中からトラが突然と現れる趣向となっています。



ツキノワグマ

観察後坂道を下ると、休憩所がありその横はホッキョクグマ舎です。クマにはヒグマ、ツキノワグマ、ナマケグマ、マレーグマ等大小様々な種類が地球上に生息しています。

これは園長から伺ったお話ですが、恒温動物には“ベルクマンの法則”というものが存在していて、例えばクマは寒冷な地域に生息するものほど体長が大きくなるそうです。これは、体長が大きくなるにつれて体重当たりの体表面積は小さくなり、体温の維持に有利なためだそうです。ホッキョクグマの体が大きいの納得できますね。



ニシゴリラ

次にモノレールに乗り、西園へと向かいます。西園は不忍池を上手く取り込み、平坦で歩き易い明るい園です。世界三大珍獣(パンダ、オカピ、コビトカバ)とされる“コビトカバ”もここで見る事が出来ます。また、キリン舎では、背後に高層マンションが立ち並び、当園が都会の動物園であることを実感します。



オカピ



コビトカバ

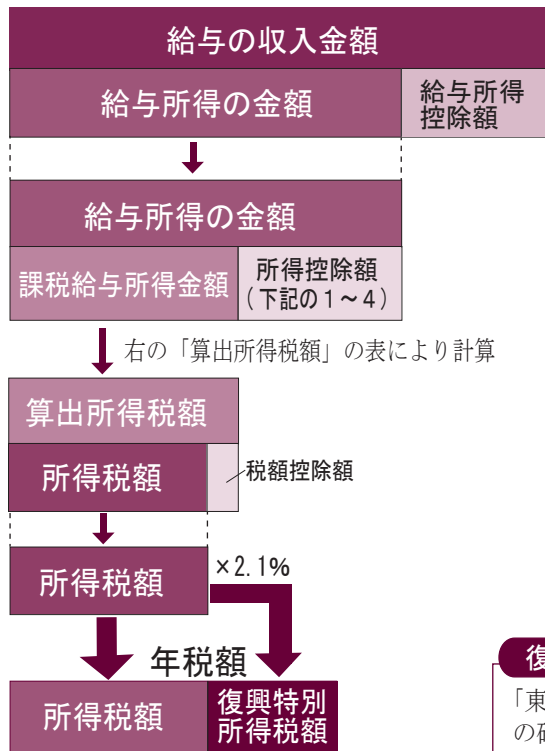
最後になりますが、2017年7月11日に不忍池のほとり五條天神社脇の弁天門がリニューアルされました。それまではJR上野駅公園口に近い表門より入場した来園者が、東園から西園を観察した後、再度坂を登って東園まで戻り表門の出口から出ることになり、上野の街を散策するには少々不便でした。今後は弁天門を出口として利用してもらう事で、上野の街も至近となり、商店街にとっては大いにビジネスチャンスが広がる事になりそうです。

動物写真提供 公益財団法人東京動物園協会

## 年末調整では、いろいろな控除が受けられます。

いろいろな控除が差し引かれた上で所得税が計算されます。

### ■給与所得の所得税及び復興特別所得税の計算のしくみ



#### 給与所得控除額 (例)

給与の収入金額	給与所得控除額
200万円	78万円
300万円	108万円
400万円	134万円
500万円	154万円
600万円	174万円

●給与の収入金額からは、給与の収入金額に応じた給与所得控除額が差し引かれます。この給与所得控除額は、給与所得者の必要経費的な要素を持っています。

#### 算出所得税額【(A)×(B)−(C)】

課税給与所得金額 (A)	税率 (B)	控除額 (C)
195万円以下の場合	5%	—
330万円以下の場合	10%	97,500円
695万円以下の場合	20%	427,500円
900万円以下の場合	23%	636,000円
1,742万円以下の場合	33%	1,536,000円

●課税給与所得金額が1,742万円（給与の収入金額が2,000万円）を超える場合は、年末調整の対象となりません。

#### 復興特別所得税について

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」により、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に生ずる所得から源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額が、復興特別所得税として源泉徴収されています。

次の1~4の控除を受けるためには、扶養控除等申告書、配偶者特別控除申告書又は保険料控除申告書を勤務先に提出する必要があります。年末調整の時までに忘れずに提出して下さい。

### 1. 配偶者控除と扶養控除

年途中で異動が生じた場合には「扶養控除等異動申告書」の提出が必要です。

- 配偶者控除や扶養控除の対象となるのは、給与の支払を受ける人（所得者本人）と生計を一にする配偶者や年齢16歳以上の親族（いわゆる里子や養護老人も含まれます。）のうち、合計所得金額が38万円以下の人です。
- 給与所得だけの人は、その年中の給与の収入金額が103万円以下であれば合計所得金額は38万円以下となります。

(注) 上記の合計所得金額には、遺族年金などの非課税所得、源泉分離課税が適用される利子、確定申告をしないことを選択した利子等又は配当等などは含まれません。

控除の種類		控除額 (所得控除)
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	38万円
	老人控除対象配偶者	48万円
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	38万円
	特定扶養親族	63万円
	老人扶養親族	48万円
	同居老親等	58万円

(注)①老人控除対象配偶者とは年齢70歳以上の人（昭和23年1月1日以前に生まれた人）をいいます。

②特定扶養親族とは控除対象扶養親族のうち、年齢19歳以上23歳未満の人（平成7年1月2日から平成11年1月1日までの間に生まれた人）をいいます。

③老人扶養親族とは控除対象扶養親族のうち、年齢70歳以上の人（昭和23年1月1日以前に生まれた人）をいいます。

## 2. 障害者等の控除

年の途中で異動が生じた場合には「扶養控除等異動申告書」の提出が必要です。

控除の種類		控除額（所得控除）
障害者控除 （本人 控除対象配偶者 扶養親族）	一般の障害者	27万円
	特別障害者	40万円
	同居特別障害者	75万円
寡婦控除（本人のみ）	一般の寡婦	27万円
	特別の寡婦	35万円
寡夫控除（本人のみ）		27万円
勤労学生控除（本人のみ）		27万円

(注)①扶養親族とは、給与の支払を受ける人（所得者本人）と生計を一にする親族（いわゆる里子や養護老人も含まれます。）で、合計所得金額が38万円以下の人をいいます。

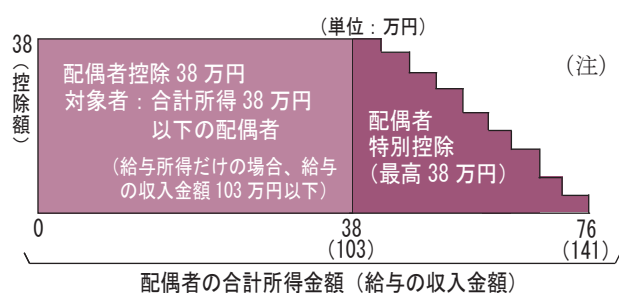
②勤労学生控除は、勤労による所得を有する一定の要件を満たす学生又は生徒で、その合計所得金額が65万円以下で、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合に適用されます。例えば、アルバイトにより給与収入がある学生の場合、そのアルバイト以外に収入がなく、年間のアルバイトの収入金額が130万円以下であれば、この控除を受けることができます。

給与等の源泉徴収において、国外に居住する親族に係る配偶者控除、扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、給与の支払者に、その親族に係る親族関係書類（親族であることを証する書類）及び送金関係書類（親族の生活費又は教育費に充てるための支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにする書類）を提出又は提示する必要があります。

## 3. 配偶者特別控除

この控除を受けるためには「配偶者特別控除申告書」の提出が必要です。

給与の支払を受ける人（所得者本人）の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が38万円超76万円未満（所得が給与所得だけの場合には、給与の収入金額が103万円超141万円未満）の場合には、その金額に応じて最高38万円が控除されます。



(注) 年末調整において、国外に居住する配偶者に係る配偶者特別控除の適用を受ける場合には、給与の支払者に、その配偶者に係る親族関係書類及び送金関係書類を提出又は提示する必要があります。

## 4. 各種の保険料控除

これらの控除を受けるためには「保険料控除申告書」の提出が必要です。

控除の種類	控除額（所得控除）			
社会保険料控除	支払った保険料の全額			
小規模企業共済等掛金控除	支払った掛金の全額			
生命保険料控除	保険等の種類	旧契約	新契約	両方がある場合
	一般の生命保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円
	個人年金保険料	最高5万円	最高4万円	最高4万円
	介護医療保険料	—	最高4万円	—
	合計適用限度額	最高12万円		
地震保険料控除	地震保険料のみの場合	最高5万円		
	旧長期損害保険料のみの場合	最高1万5千円		
	両方がある場合	最高5万円		

(注)①旧契約とは、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等をいい、新契約とは、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等をいいます。

②一般の生命保険料及び個人年金保険料の控除額の計算において、新契約と旧契約の両方を支払っている場合であっても、旧契約分のみ計算した場合の控除額（最高5万円）が、両方がある場合の控除額（最高4万円）よりも大きい場合には、旧契約分のみ適用を受けることにより、最高5万円の生命保険料控除を受けることができます（この場合であっても、合計適用限度額は最高12万円です。）。

表紙 《ワオキツネザル》 撮影：広報委員 須賀利光

■平成29年11月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会  
(〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141)

## 優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にする経営者の皆さまのために 社外で安心の積立を



# 東法連特定退職金共済制度

### 東法連特退共制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人

### 東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-27-11-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・  
お問い合わせは

**TTK** 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内  
TEL : 03-3357-1641 FAX : 03-3357-1642  
<http://www.tohoren-tokutaikyoo.or.jp>

## 法人会に入りませんか？

法人会は、税に関する活動で  
企業や社会に貢献します！

ご入会を  
お待ちしております！



### 法人会とは？

70年を超える歴史をもつ、約80万社\*が加入する経営者の団体です。

税のオピニオンリーダーとして、税の活動を中心に企業の発展を支援しています。

「税の知識が身につく」「人脈が広がる」「地域社会に貢献できる」などのメリットがあります。\*平成28年12月末現在

### 税の提言活動

公平で健全な税制の実現を目指して会員企業の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。法人会の提言活動は、法人税率の引き下げなど、中小企業の活性化に資する税制の構築に寄与しています。

### 税と経営の研修

税務署の講師や税理士による税務研修会、決算法人説明会、年末調整説明会など様々な研修会を開催しています。また、企業の税務コンプライアンス向上のための取り組みとして、自主点検チェックシートの活用を推奨しています。

### 税の啓発活動

女性部会が主体となり、小学生を対象に税をテーマにした絵はがきコンクールを実施しています。また、e-Tax普及を目的とした広報や、国税局等が主催する中学生の「税についての作文」事業を後援するなど、税の普及・啓発活動に取り組んでいます。



### 租税教育活動

次代を担う児童の皆さんに、税がこの社会で果たしている役割の重要性を正しく理解し、関心を持っていただくため、租税教育用テキスト等の刊行や、法人会役員・青年部会員が「租税教室」を実施するなど、多彩な租税教育活動を展開しています。